



鳥取県公報

平成18年 8 月 4 日(金)
第 7 8 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (554) (東部総合事務所生活環境局)	1
	産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (555) (中部総合事務所生活環境局)	2
	介護保険法施行令による調査員養成研修機関の指定 (556) (長寿社会課)	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (557) (鳥取保健所)	3
	結核予防法による医療機関の指定 (558) (")	4
	保安林の指定の解除 (2 件) (559・560) (森林保全課)	4
	保安林の指定の解除予定 (561) (")	5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (562～567) (")	5
	公共測量の終了 (568) (管理課)	10
正 誤	平成18年 3 月28日付鳥取県条例第44号中訂正.....	10
	平成18年 3 月28日付鳥取県条例第45号中訂正.....	10
	平成18年 3 月31日付鳥取県教育委員会規則第15号中訂正.....	11

告 示

鳥取県告示第554号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成18年 8 月 4 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社日本環境システム 代表取締役 岡崎義孝
鳥取市千代水四丁目40
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
鳥取市千代水四丁目40
- 産業廃棄物処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類

	産業廃棄物処理施設の種類	処理する産業廃棄物の種類
1	焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。） ・陶磁器くず及びがれき類（以上3品目については、

	げるもの)	それら以外の処理する産業廃棄物との混合に限る。)、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ並びにゴ ムくず (以上13品目)
2	焼却施設 (令第7条第13号の2に掲げるもの)	燃え殻 (以上1品目。特別管理産業廃棄物である ものを除く。)

4 申請年月日

平成18年 5月16日

5 縦覧に供する書類

申請書及び生活環境影響調査結果書

6 縦覧に供する場所

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取市尚徳町116

鳥取市環境下水道部生活環境課

7 縦覧に供する期間

平成18年 8月 4日から 1月間

8 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出期限

平成18年 9月19日

(3) 意見書の提出先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第555号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成18年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

トーハク解体有限会社 代表取締役 加登脇力夫

東伯郡琴浦町大字徳万362

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東伯郡琴浦町大字中尾 8、9、11 - 1、11 - 3、12 - 1、12 - 3

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「令」という。) 第7条第14号口に掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。)

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず並びにがれき類
以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。

5 申請年月日

平成18年6月23日

6 縦覧に供する書類

申請書及び生活環境影響調査結果書

7 縦覧に供する場所

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町町民生活課

東伯郡北栄町土下112

北栄町環境政策課

8 縦覧に供する期間

平成18年8月4日から1週間

9 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出期限

平成18年9月19日

(3) 意見書の提出先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第556号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第4項の規定に基づき、調査員養成研修機関を指定したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野1729-5	鳥取市伏野1729-5	平成18年7月25日

鳥取県告示第557号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月4日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名 称	所在地	辞退年月日
本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	平成18年7月31日

鳥取県告示第558号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月4日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名 称	所在地	指定年月日
医療法人社団本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	平成18年8月1日

鳥取県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字杖突913の2（次の図に示す部分に限る。）、913の4、913の8
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1（1）解除に係る保安林の所在場所
境港市財ノ木町字上灘1の78、佐斐神町字砂浜ノ四29の25、29の26
- （2）保安林として指定された目的
飛砂の防備
- （3）解除の理由
道路用地とするため
- 2（1）解除に係る保安林の所在場所
境港市財ノ木町字上灘1の78、佐斐神町字砂浜ノ四29の25、29の26
- （2）保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第561号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大呂字丸淵938の5、941の11
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第562号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字大野字家ノ谷435、436、437の1、437の2、438、439、623、623の1、大字若桜字馬橋ノ元1270の2、1270の3、字馬橋1498の2、1500、1503の1、1503の4、1504、大字落折字稲丸277の90、277の94、字中河原277の171、字フロノモト280の4、大字中原字奥下ノ谷472、472の1、473、474、475の1、字瀧ノ上1027、1044、字下モ谷1094、1094の1、1095、1097から1099まで、1100の1、1100の17から1100の19まで、1101の5、1103から1108まで、字上ミノ谷1116、1147、1148、1152、1153、字加地ノ上1303、1305、字大ホフシ1367の2から1367の43まで、1367の49から1367の51まで、1367の54
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第563号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字阿サ谷690の6、690の16、690の39、690の40、690の46、690の51

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字奥木地山655の11、689の2、字中木地山683の20、大字湯原字奥ノ谷416の1、417、418、418の1、419、419の1、419の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第564号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字鬼入道2205、2209の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字小谷2148の2、字露谷2243の2、2243の3、2243の50から2243の54まで、2243の58、字山神東平2259、2260、字山神西平二2287、字水無シ2292の3、字背戸谷2306、字茶山2315、鹿野町閉野字堂ノ前448の1、448の6から448の8まで、字高田谷470、472

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第565号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字押谷2094の1から2094の4まで、字法楽寺谷2132の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字赤坂北平2109の2、2109の13から2109の15まで、字赤坂南平2111の2、2111の18、2111の19、字東山290の1、290の2、300、字辨慶谷302、314、315、318から321まで、字先祖タワ北平2197の1、2197の4、2197の5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第566号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字金山2183の1、2183の2、2184、2185の1、2185の2、2186、2187の1、2189の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字茶山2319、字御坊谷2321の1、2321の2、2323、字谷奥左谷2330、2337、字愛宕山2349の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第567号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町明高字日氏向291、字アイコク315、字ダル原316、318、字堂ノ上へ327、字ヒナバヤシ366

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町松河原字臼井1758から1762まで、字ヒイガ谷1861の1、字宮谷1823、関金町安歩字割谷15の2、15の18、関金町関金宿字城山平1369の2から1369の4まで、字湯ノ奥1378、1379の1、1379の2、1380から1382まで、1383の1、1383の2、1384から1387まで、1390

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字堤谷1403の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成18年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（鳥取市都市計画図（数値地図2,500）修正業務） |
| 2 | 作業地域 | 鳥取市内都市計画区域（鳥取・福部・気高・鹿野・青谷・八頭中央） |
| 3 | 終了年月日 | 平成18年3月20日 |

 正 誤

平成18年3月28日公布の鳥取県条例第44号（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
24	左欄	12	<u>(災害応急等作業手当)</u>	<u>(災害応急作業等手当)</u>
"	左欄	13	<u>災害応急等作業手当</u>	<u>災害応急作業等手当</u>
27	左欄	13	<u>第25条</u>	<u>第26条</u>
28	左欄	16	<u>災害応急等作業手当</u>	<u>災害応急作業等手当</u>
"	左欄	22	<u>第26条</u>	<u>第27条</u>

平成18年3月28日公布の鳥取県条例第45号（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
33	左欄	下から26	30年	34年

平成18年3月31日公布の鳥取県教育委員会規則第15号（現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
1	左欄	下から1	2及び3	2
"	右欄	"	2及び3	2
2	左欄	1	4	3
"	右欄	"	4	3

